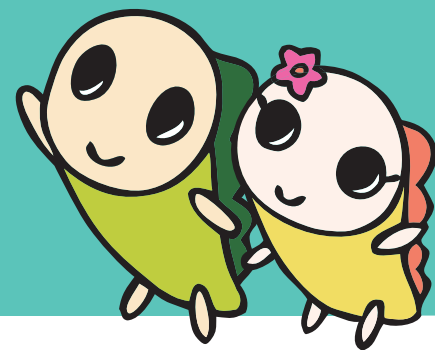


この現場で働く皆さまへ

この工事には、杉並区公契約条例による

1人工あたりの最低額が

定められています。



令和7年度 労働報酬下限額

(1日あたり(8時間)に換算した金額)〔労働報酬下限額：令和7年3月告示〕

No.	職 種	下限額	No.	職 種	下限額	No.	職 種	下限額
1	特殊作業員	29,900 円	20	トンネル作業員	31,000 円	39	板金工	34,200 円
2	普通作業員	26,800 円	21	トンネル世話役	40,500 円	40	タイル工	27,100 円
3	軽作業員	18,500 円	22	橋りょう特殊工	34,800 円	41	サッシ工	32,100 円
4	造園工	27,100 円	23	橋りょう塗装工	35,500 円	42	屋根ふき工	33,900 円
5	法面工	33,400 円	24	橋りょう世話役	40,600 円	43	内装工	33,000 円
6	とび工	32,900 円	25	土木一般世話役	32,400 円	44	ガラス工	31,600 円
7	石工	32,800 円	26	高級船員	38,200 円	45	建具工	28,488 円
8	ブロック工	30,500 円	27	普通船員	30,800 円	46	ダクト工	29,600 円
9	電工	32,600 円	28	潜水土	49,900 円	47	保温工	27,700 円
10	鉄筋工	32,600 円	29	潜水連絡員	36,500 円	48	建築ブロック工	29,358 円
11	鉄骨工	29,600 円	30	潜水送気員	35,400 円	49	設備機械工	28,000 円
12	塗装工	34,500 円	31	山林砂防工	32,100 円	50	交通誘導員 A	20,200 円
13	溶接工	37,000 円	32	軌道工	57,400 円	51	交通誘導員 B	17,600 円
14	運転手 (特殊)	30,500 円	33	型わく工	31,700 円	・ 事業者が労働者等との合意のもと、見習い・手元等と判断された労働者 ・ 年金等の受給のために賃金を調整している労働者 12,950 円		
15	運転手 (一般)	25,400 円	34	大工	30,400 円			
16	潜かん工	37,000 円	35	左官	33,000 円			
17	潜かん世話役	44,300 円	36	配管工	28,600 円			
18	さく岩工	39,600 円	37	はつり工	30,100 円			
19	トンネル特殊工	35,800 円	38	防水工	36,100 円			

注1：杉並区公契約条例では賃金の下限(最低)額を定めており、「労働報酬下限額」と呼んでいます。
注2：労働報酬下限額は、農林水産省及び国土交通省が決定する公共工事設計労務単価を基に設定しています。
注3：建具工の労働報酬下限額は、令和6年度は東京都における公共工事設計労務単価が設定されていましたが、令和7年度は設定されていないため、令和6年度の東京都における公共工事設計労務単価に対し、他の49職種の上昇率を平均して得た割合を乗じて算出しています。
注4：「建築ブロック工」の労働報酬下限額は、東京都における公共工事設計労務単価が設定されていないため、過去に東京都が示した参考値に対し、他の49職種の上昇率を平均して得た割合を乗じて算出しています。
注5：賃金等のうち、手当等(基本給相当額+基準内手当+実物給与(通勤用定期支給、食事支給)+臨時的給与)の合計額が、労働報酬下限額以上となっている必要があります。実物給与等が含まれていることから、手取り金額が表に掲げる金額を上回るとは限りません。

ご自身の賃金が下限額を下回っていないかご確認ください。

もし賃金が下限額より低いと思ったら、右記2次元コード
(専用フォーム)よりお問い合わせください。



杉並区公契約 条例とは

杉並区が発注する建築工事や業務委託などの「公契約」に従事する労働者の適正な労働環境を確保することにより、公共サービスの品質の確保や地域経済の活性化を図ることを目的とした条例です。



杉並区公契約条例や労働報酬下限額等の詳細は左記の2次元コードから区公式ホームページをご確認ください。

杉並区総務部経理課契約係
杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区役所東棟5階
TEL 03-5307-0612 FAX 03-3312-2440